

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： アートチャイルドケア長久手保育園	種別：保育所	
代表者氏名： 仲筋 洋子	定員（利用人数）：60名（57名）	
所在地： 愛知県長久手市東原山46-101		
TEL： 0561-65-0124		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成26年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：アートチャイルドケア株式会社		
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員： 10名
専門職員	(施設長) 1名	(看護師) 1名
	(保育士) 13名	(事務員) 1名
	(栄養士・調理師) 4名	(清掃員) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 6室	(設備等)

③理念・基本方針

★理念

・法人

企業理念 We care for ~ケアをまんなかに～
保育理念 ~自分らしく生きていける子どもを～

・施設・事業所

～自分らしく生きていける子どもを～

★基本方針

子どもの全人格を尊重し、子どもが本来持っている「生きる力」を育み何を学ぶかよりどう学ぶかを考えられる子どもを育てたい

★保育目標

- ・睡眠と生活リズムを整えることを目指して保育を展開していきます
- ・一人一人の個性と成長に合わせた保育を展開していきます
- ・子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

<2025年度No.1宣言>ためしてガッテン!!! No.1

やってみたいと思ったことは躊躇わざにやってみよう。うまくいかなかった時はしっかり検証し何が足りなかつたのか、他の方法はなかつたのかなどを考えて納得（ガッテン!!!）し次に生かしていくという宣言である。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの主体性を育むことが重要であるとの思いから、子ども一人一人と丁寧に関わることを大切にしている。そのために、未満児クラスでは生活を支える部分ではいつも同じ手順で、同じ保育士が援助をすることを大切にし、一人一人に適切な援助をするように心がけている。
- ・幼児クラスでは、保育士主導の保育ではなく、子どもたち自らが自分で考え活動できる場面を意図的に設定している。子どもたちの豊かな発想に驚かされることも多く保育士たちの働く意欲にもつながっている。
- ・幼児クラスでは「縦割り保育」を取り入れており子どもたち同士の育ち合いを大切に、自然な関わりの中で異年齢の仲間にに対する心の育ちも大切にしている。
- ・日々の丁寧な保育を通して保護者の方とも良好な関係が築けていると感じている。暖かな目で保育園を見て下さっている保護者の方が多い。
- ・会社が実施している「No.1宣言」（アートチャイルドケアの全園180園余りが、このことは他園に負けないと宣言して1年間取り組む課題）では2018年度、2019年度、2020年度の3年連続で最優秀賞を受賞することが出来た。また2022年度には敢闘賞を受賞した。
- ・退職者が少なく、この園で働くことに意欲と喜びをもっている職員が多く人間関係も良好である。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月1日（契約日）～ 令和7年12月16日（評価確定日） 【令和7年9月5日（訪問調査日）】
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (令和2年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆方針・理念に基づいた保育実践

園の保育理念「自分らしく生きていける子どもを」に基づく保育を実践している。法人が実施している「No.1宣言（他園に負けないと宣言して1年間取り組む課題）」で、今年度は「ためしてガッテン!!! No1」とし、保育士が「その子がその子らしく」生活・活動できる保育環境を考え・整備して、子どもの人格を尊重し、個性と成長に合わせた保育実践に取り組んでいる。

◆保育の質の向上に向けた取組み

園長自ら園外研修を受講したり書籍から情報や知識を収集し、職員会議や日々の保育を通して職員にアドバイスしている。クラス運営においては保護者の理解も重要であり、積極的にコミュニケーションを取り、それぞれの子どもへの理解を得て「子どもが主体的に行動する」ことができる保育環境の整備に取り組んでいる。

◆子ども主体の保育と全職員で支える保育環境

保育士に拘わらず、全職員が子ども主体の保育について共通理解を持ち、年齢に関係なく一人ひとりの姿を丁寧に捉えた保育実践に努めている。0歳児でも大人が決めるのではなく、子ども自身の意思を尊重する姿勢を大切にしている。調理職員や看護師も子どもの育ちに積極的に関わり、食育情報や健康に関する情報を子どもと保護者に発信する等、専門性を活かしている。子どもの「育とうとする姿」と保育士が「育てたい側面」を一致させた環境構成を大切にしており、園全体で子ども一人ひとりの主体性と成長を支える保育を実践している。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

園独自に3年計画が策定されているが、3年後の園の姿が明確にされていない。まず、目標となる3年後の「園のあるべき姿（園長の思い）」を明確にした上で、そこに到達するための活動を計画に反映させ、実際に活動することを期待したい。

◆マニュアル活用と職員共有体制の充実

マニュアルや手順書、フローチャート等はファイルや電子データで管理され、誰でも閲覧・活用できるようになっている。しかし、内容によっては担当者のみが把握している場合もある。マニュアル等を用いた研修は行われているものの、職員の理解が十分でない面も見られる。「より良くしたい」という意欲を持つ職員も多い。それらの職員によって保育の質を保ち、継続させるためにも、法人作成のマニュアル等を園で活用しやすいように見直すことが望ましい。さらに、その保存・管理・周知の方法を工夫し、全職員で確実に共有できる体制づくりと保育現場で活用できる文書作りが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回で3回目の受審であった。
先回の反省を踏まえ、事業計画を策定したが、3年後の園の明確なビジョンがないとの指摘を受けた。
再度、園独自の事業計画を策定し実効性があるものしたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I - 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	I - 1 - (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 (a) · b · c
＜コメント＞ 昨年、法人の企業理念が改正されたが園の保育理念は変更せず「自分らしく生きていける子どもを」に基づいた保育に努めている。法人主導の「No. 1宣言（他園に負けないと宣言して1年間取り組む課題）」で、今年度は「ためしてガッテン!!! No1」とし、保育士が「その子がその子らしく」生活・活動できる保育環境を考え・整備し、子どもの人格を尊重した保育実践に取り組んでいる。		

I - 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	I - 2 - (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 (a) · b · c
＜コメント＞ 園長が年4回開催される市の園長会に参加し、他園園長との情報交換や行政からの通知等を得ている。法人内の施設長会やエリアマネージャーを通して法人本部に報告し、情報共有を図っている。来年度から始まる「誰でも通園制度」への対応が、法人内で検討されている。園の現状を認識し、周辺地域の人口動向や保護者からのニーズ等の外部環境の変化も把握した園運営に取り組んでいる。		
	I - 2 - (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 (a) · b · c
＜コメント＞ 人材確保・育成等の要員に関する課題は、エリアマネージャーを介して法人本部と連携した対応に努めている。周辺地域はマンション群であり、地域交流の難しさを園長は認識している。コロナ禍以前は、隣接の商業施設や近隣の高齢者施設等との交流もできていたが、現在は中断したままとなっている。園独自の課題は、中期計画に明記され、具体的な取組みが進められている。		

I - 3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I - 3 - (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a · (b) · c
＜コメント＞ 前回の第三者評価で「改善を求められる点」とされた項目であり、園独自で3ヶ年の中期計画を策定して改善に努めている。園長は、園が「居心地のよい園」で、子ども・保護者・職員が笑顔で居られ、保護者の安心・信頼を得られる園づくりを目指している。その思いや「園のあるべき姿」も中期計画に明記し、具体的な活動につなげることを期待したい。		
	I - 3 - (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a · (b) · c
＜コメント＞ 法人様式を用いて単年度の事業計画が策定されているが、園独自の課題改善への取組みや中期計画を踏まえた活動内容等は反映されていない。計画は、予定や項目の羅列だけではなく、優先順位や年度末に活動の実施評価ができる基準等も明記していくことが必要である。評価基準を明確にすることで実際の活動もしやすくなるため、計画策定には改善の余地がある。		

I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。

I - 3 -(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a · ⑥ · c
--	----	-----------

〈コメント〉

保育計画や行事計画を中心に、職員会議等を利用して進捗確認や活動評価を行い、改善が図られている。課題として認識している人材育成や地域交流等の諸課題の改善には、法人本部も含め職員の協力が不可欠となる。正規職員だけではなく非常勤職員の思いや意見も収集・集約して課題解決の検討を行い、活動の進捗確認や評価により継続的な改善活動につなげていくことを期待したい。

I - 3 -(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a · ⑥ · c
--	----	-----------

〈コメント〉

事業計画はファイリングした上で玄関に設置し、自由に閲覧可能としているが、設置されていることを一部の保護者が認識していなかった。連絡ツールを利用したり個別に声掛けする等、改めて周知している。事業計画は保護者の関心も薄い傾向にあるため、園の開催行事や保育内容に絡めて関心を惹く内容とする等、保護者の関心を高める工夫が望まれる。

I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 -(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	④ · b · c

〈コメント〉

「子どもが主体的に行動する」ための保育環境の整備が、保育の質の向上には必要な要素と園長は認識している。クラス運営に関し、保護者とコミュニケーションを取ってそれぞれの子どもへの理解も得られるよう努めている。やり方や進め方は異なっても職員会議や日々の保育を通して、園の保育理念に基づき全職員が同じ方向性で保育することで、園全体の「保育の質の向上」を図っている。

I - 4 -(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a · ⑥ · c
--	----	-----------

〈コメント〉

法人が実施するCSアンケートや運営委員会が実施するアンケートでは、保護者からの苦情を含め意見や要望を取りまとめ、「保育所自己チェック」による職員の自己評価を行い、園として取り組む課題の明確化を行っている。現状、特段の課題はないが、今回の第三者評価における自己評価や評価結果も踏まえ、必要に応じて事業計画にも反映させた改善の取組みとすることを望みたい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · (b) · c
コメント 毎年「職務分掌兼役割分担表」を作成し、年度初めの職員会議を利用して職員に周知し、事務所内に掲示している。保護者に対しては、「運営規程」や事業計画に明記して周知を図っている。避難訓練や防犯訓練は園長不在の状態で実施し、園長不在でも支障が生じないよう訓練している。園長不在は平時にも想定されるため、権限委任に関しては職務分掌にも明記しておくことが望ましい。		
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		保11 (a) · b · c
コメント 遵守すべき法令・指針は、法人本部や市からの通知により情報収集し、必要事項においては適宜、回覧形式で職員に周知している。法人内では必要に応じて施設長会等を利用し、セミナーや研修会を実施して法令遵守に努めている。マニュアルは法人本部で作成したものを利用しているが、園独自の事情で作成部署とも調整・確認の上、手順や内容を見直してルール化するケースもある。		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	(a) · b · c
コメント 園長自ら園外研修を受講したり書籍から情報や知識を収集し、職員会議や日々の保育を通して職員にアドバイスしている。「ガッテンノート」を活用し、子ども本位の支援ができるよう、また保育見える化して職員間でも協力しやすい環境を整備する等、保育の質の向上に向けた取組みにも工夫がみられる。クラス担任だけではなく、園全体で子どもを育成する体制が整えられている。		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	(a) · b · c
コメント 園内には情報システムが導入され、保護者の負担や煩わしさの解消、職員の業務負荷の軽減につながっている。土曜日の時間帯やフリー保育士・非正規職員の協力を得たディリーのシフト調整による事務時間の確保等、業務の実効性を高める工夫も行っている。職員間のコミュニケーションを密に取り「働きやすい職場づくり」の推進により離職の防止にもつながっている。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	(a) · b · c
コメント 毎秋、次年度の職員の就労意向を確認して法人本部に報告し、本部主管にて人材の採用・確保を行っている。新卒採用の企業説明会や企業展へは職員も参加する等、園も採用活動に協力している。キャリア採用では、園で面談を実施し、その園に合った人員確保につなげている。園では、コミュニケーションを良好に保って働きやすい職場環境を整え、人間関係や職場への不満による離職はない。		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		保15 a · (b) · c
コメント 法人の人事考課制度により、半年を目途に園の保育目標に沿った個人の活動目標を設定している。人事考課表で階層別の活動評価のランク分けをしているが、明確なキャリアパスは示されておらず、職員は先輩職員を見習い自己の成長を図っている。職員の成長モデルを園内で仮想的に設定する等、職員が自らの将来の姿を見ることができる仕組みづくりが望まれる。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	(a) · b · c
--	-----	-------------

〈コメント〉

職員の勤怠もシステム化され、園長は隨時、職員の就業状況を確認している。時間有給の利用やインクルーシブ休暇、チューリップ休暇等、特別休暇を取得できる制度がある。一部の職員に業務負荷が偏らないよう、職員間で協力できる体制も整備されている。園長・主任は職員の表情や行動・言葉遣い等に目を配り、職員が心も身体も健康に子どもと接することができるようしている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	(a) · b · c
------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

明確なキャリアパスは策定されておらず、園長は「アートチャイルドケアの誓い」により期待する職員像を年度初めに職員に伝えている。職員は半年ごとに園目標に沿った個人目標を策定し、定期的な個人面談で職員個々に合った育成に努めている。新卒職員やブランクのあるキャリア採用した職員に対しては専任のメンターが付き、半年を目途に「OJTシート」を利用した育成を行っている。

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a · (b) · c
--	-----	-------------

〈コメント〉

法人の研修計画に従って研修を受講し、市が実施する研修にも参加している。階層別や保育の知識・技術の向上、安全管理等の保育に関連する多様なカリキュラムで研修が実施されている。研修受講後はアクションプランを含んだ研修報告を作成し、必要に応じて職員会議等でも伝達研修を行っている。アクションプランについては、実施評価を行う等、研修受講の効果確認も行うことが望まれる。

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	(a) · b · c
--------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

法人研修の他、行政や外部からの研修案内を回覧・掲示し、職員に研修参加を促している。実施される研修が集合研修の場合には、職員の協力も得てシフト調整を行い、研修参加の機会を確保している。非常勤職員も、本人意向により研修を受講している。外部での研修参加に際しては、交通費や受講費用の全部または一部が補助される等、本人負担を軽減する制度も導入されている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a · (b) · c
--	-----	-------------

〈コメント〉

今年度の実習生受入れはなかったが、保育人材育成を目的として保育実習連絡協議会から実習生受入れの要請を受けている。受入れに際し、「実習生受入マニュアル」に従って準備を行い、実習担当者には注意事項の確認等を事前にしている。実習生受入れは新卒採用にも影響し、養成校とのつながりを強化する一つの手段ともなるため、積極的に取り組むことを期待したい。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	(a) · b · c
---------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

ホームページを利用して、保育理念や保育目標、保育内容の他、毎年実施している自己評価や前回受審の第三者評価の結果も公開している。苦情・相談の体制は、園内掲示の他「入園のしおり」にも掲載して周知している。大きな苦情や相談はないが、各種アンケート等で得た苦情・相談には適切に対応し、本部とも調整の上でホームページで公表する等、積極的な情報開示に努めている。

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	(a) · b · c
---	-----	-------------

〈コメント〉

園内の経理事務は、専任の事務職員が小口現金等の出納管理を行い、園長が確認して毎月法人本部に報告している。設備の修繕・交換等は緊急時を除き、法人本部が対応する手順となっている。年1回の県の監査の他、不定期の法人本部の内部監査を受けたり、毎月来園するエリアマネージャーが園内を巡回する等、適正な園運営が担保される仕組みがある。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · (b) · c
＜コメント＞ 園長は子どもと地域との交流の重要性を認識している。以前は、隣接の商業施設や近隣の高齢者施設との交流もあったが、現在は中断しており再開の目途は立っていない。周辺地域の他園との交流の話は出ているが、実現にはもう少し時間が掛かるとの見通しである。地域交流は相手もあることであり、事業計画にも反映させて実施に向けて計画的に活動することが望まれる。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · (b) · c
＜コメント＞ 「ボランティア受入マニュアル」が策定されている。職場体験等、地域の小・中学校からのボランティアを受け入れた実績はないが、保育補助で専門学校生や個人ボランティアの受入れ実績がある。ボランティア活用は、子どもが各年齢層の人と接する機会でもあり、豊かな感性を育んだり知識を得る機会ともなるため、子どもの安全を第一に、有効に活用されることが望まれる。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · (b) · c
＜コメント＞ 園に関連する関係機関の連絡先を事務室に掲示している。過去に、児童相談所の介入する事案が発生しているが、市の担当部署と連携してマニュアルに沿った対応がとられた。療育に関しては、必要に応じて連絡を取るに留まっている。子どもの特性に応じたアプローチや支援方法等、連携した取組みの必要なケースもあり、相互訪問等の機会を設けるなどの連携強化が望まれる。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	(a) · b · c
＜コメント＞ 園見学や園開放、月1回の育児相談日の開設等、未就園児親子を対象としたイベントで、子育ての悩みや育児相談に対応している。年2回の運営委員会には地域の児童委員も参加し、情報を交換している。市の園長会や幼保小連絡協議会等で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。「赤ちゃんの駅」の登録も検討する等、継続した地域の福祉ニーズの収集・把握に取り組んでいる。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	(a) · b · c
＜コメント＞ 園見学や園開放、月1回の育児相談日の開設等、地域の保育ニーズに基づいた公益的な活動が継続されている。睡眠と生活リズムの改善に向け、「眠育支援ツール」の無償提供や情報提供を行っている。広域災害時のBCP(業務継続計画)を策定し、被災時でも業務継続できる体制が整っている。AEDの操作方法は職員全員が熟知し、園外への貸与も可能として地域に資する資源となっている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 「子どもを尊重した保育」が法人の保育理念・目標として明文化され、ホームページとパンフレットにも明確に示されている。「入園のしおり」には具体的な内容が記され、保護者への丁寧な配慮がある。職員研修は対話を重視した往還型で、4クールに分けて実施し、職員が問題意識を持って主体的に学べる工夫がある。		
III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 保育室では外部からの視線に配慮し、衝立を用いた場所でおむつ替えができるよう配慮している。幼児には、看護師が「プライベートゾーン」について説明し、着替えの手順を理解する機会も設けられている。これらの取組みは「ほけんだより」で保護者にも共有されており、今後は、継続性を高めるためにプライバシーに関するマニュアルや規程の整備が期待される。		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 保育所選択に必要な情報はホームページを通じて公開されており、市役所子ども未来課にもパンフレットが設置される等、容易に情報を入手できるよう配慮されている。園見学は、園長が窓口となって対応し、随時希望を受け付けている。見学者に対しては園長または主任が「見学対応の手順書」を基に保育室を案内し、丁寧に説明・対応している。		
III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 入園説明会で、園長と主任が「重要事項説明書兼入園のしおり」を用いて内容を説明している。年度途中の入園については、その都度個別に対応しており、説明後には保護者から「同意書」を受領し、書面をファイルに保存している。これまで個別の配慮を要する事例はなかったが、今後多様なケースを想定し、説明方法や対応手順に関するルールを整備していくことが望まれる。		
III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 保育所等の変更には園長が対応し、市内での転出入には市の様式を用いて継続性に配慮した引継ぎが行われている。一方、市外への転出は依頼があった場合に口頭で伝達しており、文書での引継ぎは実施されていない。今後は、保育所の特性を活かした子育て支援の一環として、卒園児の保護者が気軽に来園し、いつでも相談できる窓口を設置することが期待される。		
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 保育参観とクラス懇談会を年に数回開催し、期間を1週間程度設けることで、保護者が参加しやすいよう配慮している。懇談会には担任のみならず園長や主任も同席し、保護者の意見やニーズを管理職も把握して共有できる場となっている。さらに、日々の連絡ノートでのやり取りや、保護者アンケートの声を把握しており、その結果からも保護者の満足度が高いことが確認できる。		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 苦情解決の体制は、園・第三者委員に加え法人本部への直接相談も可能とし、「入園のしおり」や玄関掲示を通じて保護者に周知している。寄せられた意見は「苦情解決報告書」に記録し、本社への報告と職員会議や昼礼での共有を通じて改善活動に活かされている。その内容は、「園だより」で毎月保護者に公表しており、透明性の高い取組みが実践されている。		

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · (b) · c
＜コメント＞ 相談窓口が複数設けられ、「入園のしおり」で周知されている。送迎時には玄関横の職員室に園長や主任が常駐し、担任以外にも気軽に声をかけられる体制が整っている。必要に応じて個別に話せるスペースもある。運営委員会を通じて担任に限らず職員全体で保護者の声を受け止める仕組みがあるが、遠慮して相談を控える保護者もいる。安心して声が掛けられるよう、工夫が望まれる。		
III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	(a) · b · c
＜コメント＞ 「連絡ノート」は0歳から5歳児までの全園児に用意され、園と保護者を結ぶ重要なツールとなっている。保護者から相談や困りごとの記載があった時は、担任が速やかに園長・主任へ報告し、「職員連絡ノート」で全職員に共有されている。苦情の場合は対応のフローチャートに沿って、誰でも迅速かつ適切に対応できる体制が確立されている。		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	(a) · b · c
＜コメント＞ リスクマネジメントに関するマニュアルを整備し、安全チェックを各クラスや給食室で実施している。法人本部から系列園に限らず全国の子どもの事故情報がメール配信され、注意喚起が行われている。「ヒヤリハット報告書」を職員室と各クラスに備え、迅速に記録できる体制がある。手当が必要なケガは「検証記録」に残して全職員で共有し、改善策や防止策を話し合っている。		
III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	(a) · b · c
＜コメント＞ 「感染症予防マニュアル」は、看護師を中心に隨時見直しが行われている。研修は年2回実施し、手洗いや嘔吐処理等の具体的な方法を全職員で共有している。各クラスに予防や対応・処理の手順を掲示し、日常的に意識できる環境を整えている。保護者へは「ほけんだより」で情報提供し、発症時には保育園支援システムを用いて情報発信し、プライバシーに配慮して保護者に周知している。		
III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	(a) · b · c
＜コメント＞ 災害時の対応についてのマニュアルが整備され、市の「災害時対策計画」に基づき園独自の安全計画とフローチャートが策定されている。フローチャートは職員室と各クラスに掲示され、誰でも迅速に同じ対応ができる。備蓄は調理担当職員が管理し、消防署と連携して避難訓練を実施している。BCP(業務継続計画)が整えられ、災害時の職員の安全確保と園再開の方針が明記されている。		
III-2 福祉サービスの質の確保		
第三者評価結果		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a · (b) · c
＜コメント＞ 法人作成のマニュアルには、「園児との関わり方」が不適切な例と適切な対応を対比で示し、理解しやすい配慮がある。新卒保育士にはメンター制度があり、実践を通じて学べる環境も整っている。ただし、内容は言葉と関わり方に留まっているため、子どもが安心して過ごせるよう、経験に関わらず同じ対応ができるような、担当制に基いた文書整備が望まれる。		
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a · (b) · c
＜コメント＞ マニュアルの見直しは法人本部で行われ、園では昼礼や職員会議で意見が出た際に隨時対応している。今後は、職員の意見や保護者のニーズを反映させ、園の特色や地域の特性を活かした職員が活用しやすいマニュアルづくりと、見直しの記録、職員周知の具体的な方法をPDCAサイクルで検証できる仕組みの整備が望まれる。		

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	(a) · b · c
--	-----	-------------

〈コメント〉

入園決定後に個別面談を行い、「生活状況表」を用いて聞き取りをすることで、誰が対応しても漏れがないよう配慮している。「健康記録」や「食品摂取状況調査票」は栄養士と看護師が共有し、子どもの健康管理に活かしている。特に0・1・2歳児では、入園直前3日間の家庭での生活状況を記録したものを基に、園生活へのスムーズな移行を支援し、個別の指導計画にも反映させている。

III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a · (b) · c
------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

年間指導計画は、4期に分けて法人本部で見直されデータで送付される。園では年度初めに園長と主任が内容を確認し、園に合わせて修正したものを職員会議で全職員に周知している。月案・週案では活動内容の検討に留まっているため、保育士の関わりや意図が見える指導案の作成につながるよう、評価と見直しの方法を検討したい。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	(a) · b · c
--	-----	-------------

〈コメント〉

子どもの記録は法人の様式を用いて作成され、0・1・2歳児は個別記録で管理されている。記録方法については、法人内研修や園内のメンター制度により、経験による差が出ないよう配慮されている。子どもや保護者に関する情報は月1回の会議で伝達され、「職員連絡ノート」を通じて漏れなく共有されている。

III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	(a) · b · c
------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

個人情報保護については、社内規定に基づく研修が年1回以上実施され、全職員に周知されている。情報の持出しや携帯電話の持込みも適切に管理され、保護者には入園時に「重要事項説明書」で説明が行われている。書面やデータの取扱いもルール化され、漏洩防止の体制が整っている。

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-（1） 保育の全体的な計画の編成		
A-1-（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a · b · c
＜コメント＞ 「全体的な計画」は、法人の理念や方針、目標を基に全園共通で作成されている。園ごとの月指導計画は、子どもの発達や家庭状況を踏まえて作られるため、「全体的な計画」にも園の特色や地域性、具体的な保育内容を反映させることが重要である。これにより、指導計画と連動して保育実践が一貫性を持って展開され、職員の共通理解の下で子どもにより質の高い保育を提供できる。		
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a · b · c
＜コメント＞ 職員は、「環境を通した保育」について共通理解を持っている。子どもの発達や年齢だけでなく、個々の興味・関心や身体状況に応じた環境作りや玩具の選定を職員同士で話し合い、子どもの意欲を汲み取り、誰もが安心して過ごせる空間づくりに努めている。保育室だけでなく、玄関先の広いホールや廊下も活用し、子どもが思い思いに好きな場所を選んで遊べるよう工夫している。		
A-1-（2）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a · b · c
＜コメント＞ 子どもへの言葉掛けについてのマニュアルが整備され、職員は入職時に研修を受けている。指導計画には子どもを受容する援助方法が記載され、禁止や否定的な言葉を使わず、丁寧に関わることを意識している。言葉が出ない年齢でも、例えば鼻水を拭く際に「拭いてもいい？」と声をかける等、細かな配慮が行われており、子どもが落ち着いて生活できる環境につながっている。		
A-1-（2）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a · b · c
＜コメント＞ 0・1・2歳児では担当制を取り入れ、同じ保育士が関わることで愛着関係を育み、安心して生活できる基盤をつくっている。生活習慣の習得においては、誰が関わっても同じ手順で対応することでリズムが安定し、子どもが見通しを持って自立に向かえるよう配慮している。「眠育」では家庭と連携し、睡眠と生活リズムを整える取組みが行われている。		
A-1-（2）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a · b · c
＜コメント＞ 各クラスは年齢に応じた環境設定を行い、幼児はどの部屋も自由に行き来できるため、異年齢で自然に交流し遊びが充実している。テラスから園庭へ出やすい外靴置き場を設けたり、雨天時にはホールで体を動かす工夫もあり、子どもが遊びたいときにすぐ活動できるよう配慮されている。安全面を考慮しつつ、園外散歩や公園へ出かける機会をさらに増やすことを期待したい。		
A-1-（2）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · b · c
＜コメント＞ 子ども一人ひとりの生活を家庭と園の1日のリズムとして捉え、保護者との丁寧なコミュニケーションで、無理なく園生活に慣れるよう配慮している。同じ保育士がゆったりと関わることで愛着関係を育み、安心感につなげている。子どもの姿を保育士間で共有し、自ら育とうとする姿を踏まえて玩具の選定や環境設定を行っている。子どもが主体的に安心して過ごせる環境が整えられている。		
A-1-（2）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a · b · c
＜コメント＞ 子ども一人ひとりの遊びたい気持ちを満たせるよう、スペースや玩具の数に配慮して環境を整えている。遊びの中ではお絵かき、制作、ごっこ遊び等の多様な活動に対応し、気持ちの表現を大切にしている。日々の子どもの姿は保育士間で共有され、援助の仕方を工夫しながら遊びを支えている。こうした取組みを家庭と共有することで、保護者の理解や安心にもつながっている。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 3~5歳児では、年齢に応じた育ちを願い、子どもからの要望や「やってみたい」気持ちを受け止め、遊びの環境を整えている。夏祭りでは、5歳児が話し合って内容を決め、自ら準備する姿を重視し、その過程を見た3・4歳児が来年の楽しみにつなげている。日々の活動は連絡ノートや写真で保護者へ伝えられ、子どもが活動に必要なものを家庭から持参する等、保育理解につながっている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	Ⓐ · Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 個別の配慮が必要な子どもには、フリーの保育士を配置して柔軟に対応している。経過や記録は、クラスの指導計画に加筆する形で残している。障害児保育に関しては、園内外の研修を通して学びを深めており、関心のある職員が積極的に受講している。今後は、専門機関と連携し、ケース検討を基にした個別指導計画を策定し、より一層保育の質の向上につなげることを期待したい。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 月の指導計画には長時間保育における配慮事項が明記され、担当保育士は交代時に「連絡帳」や口頭で丁寧に引き継ぎを行っている。子どもの人数やその日の様子に応じて玩具の配置を工夫し、0~2歳児と幼児の生活空間を分けることで、一人ひとりが落ち着いて遊べる環境が整えられている。小さな子どもも安心して過ごせるよう、保育の流れや家庭との生活リズムにも配慮している。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 5歳児が小学校を訪問し、校内を見学する機会がある。入学前には小学校教諭と保育士との連絡会が開かれ、子どもの情報を共有している。「保育所保育要録」は担任が責任をもって作成し、各小学校へ送付している。園生活中でも小学校を意識した時間の使い方を取り入れ、子どもに不安を与えないよう言葉掛けにも気を配り、期待感を持って楽しみにできるよう配慮している。		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	Ⓐ · Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 年間保健計画に基づき、年2回の健診が行われている。健診は看護師が担当し、結果は書面で保護者へ伝えられる。日々の健康状態も、「連絡ノート」や送迎時の会話を通して丁寧に伝達している。SIDS(乳幼児突然死症候群)については、0歳児保育室に掲示して入園前に説明しているが、一部職員に周知が不十分であり、全職員が理解を共有できる体制づくりが望まれる。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	Ⓐ · Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 健診後に、看護師が「ほけんだより」を作成し、歯磨きの仕方や幼児期の視力、耳の病気等を分かりやすく保護者に伝えている。健診結果は会議で看護師から保育士へ伝達され、情報共有が図られている。「結果の詳細をより確実に共有できる方法を確立したい」との職員の意欲もあり、今後の仕組みづくりが期待される。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ
〈コメント〉 「アレルギー対応マニュアル」に基づき、除去が必要な子どもについては、医師が作成した「アレルギー対応指示書」と毎月の「献立表」を基に保護者面談を行い、安全な食事提供に努めている。職員には定期的に研修が行われ、事故発生時にはフローチャートに沿って誰でも同じ対応ができる体制が整っている。保護者への周知も「入園のしおり」を通して行われている。		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	(a) · b · c
〈コメント〉		
法人作成の食育計画を基に、園の調理職員が中心となり、年齢に応じて野菜の皮むきや米とぎ、調理器具を使ったクッキング活動が行われている。ごはんをおひつで提供したり、苦手な野菜を栽培する等、子どもが食事に親しみを持てるよう工夫している。「さらに食育活動を充実させたい」との職員の声もあり、今後の取組みが楽しみである。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · (b) · c
〈コメント〉		
「衛生管理マニュアル」に基づき、安全に配慮した給食が調理・提供されている。献立は本社の栄養士が作成し、調理員が自園での調理を担っている。調理員が給食時に子どもの咀嚼や食具の使い方等を観察し、必要に応じて調理法を工夫する等、子どもの成長に寄り添う姿勢がある。今後は、献立に子どもの声を反映させたいという意欲もあり、取組みが期待される。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	(a) · b · c
〈コメント〉		
事務的な連絡は保育園支援システムのアプリで行っているが、園では送迎時に積極的に直接声をかけ、保護者とのコミュニケーションを大切にしている。全園児に「連絡ノート」を通じて担任が手書きで日々の様子を伝え、保護者の安心につながっている。さらに、定期的に保育参観を行い、保育の意図を伝える場として、保護者理解と協力が得られている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	(a) · b · c
〈コメント〉		
保護者から相談を受けた際には、内容に応じて相談室を利用し、落ち着いて話ができる体制が整っている。相談内容は書面で記録し、必要に応じて会議に諮り、職員間で情報共有している。園の掲示板には市の情報から園独自の取組みまで幅広く掲示され、子育て支援に役立てられている。さらに、保護者対応の研修も選択制で設けられ、職員の資質向上につながっている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	(a) · b · c
〈コメント〉		
「虐待対応マニュアル」に基づき、年1回の職員研修が行われている。日常の視診や保護者とのやり取りの中で、違和感があった場合は園長に報告し、迅速に対応を検討する仕組みが整っている。現在該当する子どもはいないが、発見時には園長不在であっても誰でも同じ行動がとれるよう、フローチャートに沿った対応手順が示されている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	(a) · b · c
〈コメント〉		
年度末に「自己評価チェックシート」を用いて、保育士が個々に自身の保育を振り返る機会を設けている。個々の評価は集計され、園全体の課題や改善点として整理される。その結果をホームページで公表し、保護者や地域に園の取組みを伝えるとともに、次年度の保育改善に活かしている。この振り返りの仕組みにより、園全体で保育の質向上を目指す意識が共有されている。		